

タイトル	韓国の平生教育の現場専門家 ― 平生教育士を中心に ―
著者	内田, 和浩; UCHIDA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集, 70(4): 95-123
発行日	2023-03-31

《翻訳》

韓国 の 平生教育 の 現場 専門 家

— 平生教育士を中心に —

内 田 和 浩 （訳）

【訳者はしがき】

本論文は、近年の韓国の生涯教育を論じた김신일의 (2019). 평생교육론, 교육과학사 (日本語訳: キム・シンイル他 (2019) 『平生教育論』教育科学社) の中で, 김현수 순천향대학교교수 (日本語訳 キム・ヒョンス: スンチョンヤン大学校教授) が分担執筆した「평생교육현장전문가: 평생교육사를 중심으로」を翻訳したものである。

日本においても、2020 年からの社会教育主事講習規程の改正により、社会教育主事養成課程や社会教育主事講習のカリキュラムが改訂され、これらを修了した者は汎用資格としての「社会教育士」の称号を授与されることとなった。一方、韓国ではすでに 1999 年に制定された平生教育法によって（日本の生涯教育と韓国の平生教育はほぼ同意）、平生教育の専門家として、汎用資格としての平生教育士の養成が行われている。

今後、日本の社会教育士制度や職能団体としての社会教育士会等がどのような発展をしていくのかを考えて行く上で、韓国の平生教育士制度や職能団体等の実践研究の蓄積を知ることは重要であり、本翻訳論文を共有することは有用と考える。

はじめに

平生教育の現場では、平生教育士を含め多様な現場専門家たちが活動している。彼らは、平生教育プログラムを企画、開発、運営、評価して、学習者に対する相談と学習設計を支援する業務を担当している。

本論文では、平生教育機関を運営するために核心的な役割を遂行する現場専門家について論じてみたい。

1. 平生教育の現場専門家の多様性

1) 平生教育の拡張と専門家集団の登場

平生教育の現場専門家が誰なのかをよく理解するために、平生教育という言葉の意味からもう一度よく見ていく必要がある。平生教育は、英語で lifelong education を翻訳したものである。その意味を英語の文字どおり理解すると、life は生きること、生活、生命を、long は長い間、長くを、education は教育、教えることを表わす。この三種類が一体となった私たちの国（韓国）

の言葉＝平生教育は、個人が生まれてから、生命を終える期間にかけて経験するすべての教育活動をいう。よく、学びは「ゆりかごから墓場まで」と表現されている。

UNESCO が主唱した learning to be で、be は life, すなわち生きること、生きていること、生命を意味する。結局平生教育とは、生きること、生きていること、それ自体を意味あるようにするすべての教育活動をいう。これは、人間だけが享受することができる基本権である。

平生教育が、人間の「生」を取り囲んだ多様な場面をプログラムとして作り出しているように、このような平生教育分野で活動する専門家も、多様な姿でその役割を遂行している。平生教育が、プログラムとしてその実体を具現する時、プログラムの多様性と領域の拡大、すなわち平生教育分野に携わる専門家も拡大するといえる。平生教育の現場の多様性と専門人材に対する要求の増大によって、平生教育の現場専門家の名称も多様である。代表的なものが、国家資格取得者である平生教育士である。他に、平生教育講師、市民教育専門家、文解教育士（「文解教員」ⁱ）、マウル平生学習コーディネーター、平生学習リーダー、平生学習マネージャー、企業教育専門家、文化芸術教育士などがある。

2) 平生教育士

平生教育士は、〈平生教育法〉第24条によって平生教育プログラムを企画・運営・教授・相談評価を担当する最も代表的な平生教育の現場専門家である。1999年8月に〈平生教育法〉が制定される以前には、社会教育という用語が普遍的に使われ、〈社会教育法〉によって平生教育従事者の中で決まった資格を受けた人々は、社会教育専門要員といった。この時にも、社会教育者、社会教育リーダー、社会教育従事者、成人教育者、教育執務者、教育幹事など、機関によって多様な名称で呼んでいた。

平生教育の専門家として平生教育士は、主に平生教育の企画、進行、分析、評価及び教授業務など、平生学習関連業務の全般を担当する。年平均約6千名位が資格を取得しており、平生教育分野の代表資格である平生教育士の資格取得課程と養成、配置、研修などに対する内容は、次の節（2. 平生教育士）でよく見ていこうと思う。

3) 平生教育講師

平生教育講師は、平生教育士が企画、開発した平生教育プログラムに対して、実際に講義や実習を指導、教授する特定分野の専門家である。

講師の人材元は、個別に平生教育士や平生教育機関で管理する 경우가大部分であり、地域別の平生教育振興機関において、講師人材情報銀行形態で講師人材に対する情報を提供したりしている。地域の全てが集まる平生教育情報網に、平生教育講師情報を搭載することができるようにしているが、運営は地域ごとに差が大きい。

平生教育講師たちは、フローリスト（訳者注：フラワーデザイナー）、バレエダンス、英会話など自分が教える特定分野の専門家だが、彼らの大部分は平生教育の専攻ではなく、成人学習者の心理や学習特性などについて勉強した経験がほとんどない。

ⁱ 訳者注 李正連「韓国における教育福祉と平生教育関係職員」（松田武雄編著『社会教育と福祉と地域づくりをつなぐ』大学教育出版、2021）では、「文解教員」と表記している。なお、「文解」とは日本語で「識字」のことを示す言葉である。

しかし、平生教育機関で成人学習者に人気ある平生教育講師を見れば、成人学習者をよく理解しているだけではなく、成人に対して親しみやすい教授－学習法を教育現場で活用している。すなわち、児童教育学 (pedagogy) と違う成人のための教育学と教授法 (andragogy) を理解している場合が大部分である。

4) 市民教育専門家

市民教育は、市民の徳 (virtue) を涵養する教育で、最も重要で主要な価値はデモクラシーの持続的発展にあるが (韓国デモクラシー研究所, 2016: 17), 市民教育の正義は非常に多様で合意点を捜すことは難しい。イ・ヘジュ (2010: 38-39) は、狭義の市民教育と広義の市民教育を区分してその概念を説明している。狭義の概念では、市民教育を「民主国家の主権者として、政治現象と機能を正しく理解して、政治過程への参加に必須な知識、機能、価値などを体系的に涵養させること」、広義の概念では「自分が属している多様な社会の構成員として、その社会によく適応できるようにするために必要な知識と態度及び参加的行動様式を涵養させるように助ける教育課程」、としている (韓国デモクラシー研究所, 2016: 21)。

市民教育に対する名称は国ごとに多様だが、アメリカは市民／公民教育 (civic education), イギリスは市民性／市民権教育 (citizenship education), ドイツは政治教育 (politische bildung), フランスは市民性涵養教育 (éducation à la citoyenneté), スウェーデンは民衆教育 (folkbildning) と指称している。¹⁾

我が国 (韓国) の場合には、民主市民教育、市民教育などと呼んでいるが、民主市民教育は民主市民養成のための政治教育としての市民教育であり、ドイツの政治教育と類似の概念といえる。主に公教育と多数の学界と国家・公共機関で、この用語を使っている。一方、市民社会団体や平生教育 (成人教育) などでは、市民教育を主に使っている。すべての市民は、教育を受ける権利、学習する権利があるという側面で普遍的市民の基本権として、個人の生活の質向上のための平生教育として市民教育を位置付けたり、普遍的市民意識の成長のための教養教育として市民教育を説明したりする (イ・ボラ, 2014)。

市民教育専門家という名称も、民主市民教育専門家、世界市民教育専門家、グローバル市民教育 (Global citizenship Education) 専門家などと、多様に呼ばれている。

特にグローバル市民教育という用語は、2012年9月にパン・ギムン国連事務総長がグローバル教育優先構想 (GEFI: Global Education First Initiative) を樹立して、グローバル市民意識涵養を三つの優先課題の中の一つとして強調して以来、グローバル市民教育に対する国際社会の関心が高くなった (ユネスコアジア太平洋国際理解教育院, 2014)。

ユネスコ本部が2013年に発刊した「グローバル市民教育: 21世紀の新たな人材を育てること (Global Citizenship Education: Preparing learners for the challenges century of the 21st)」によれば、グローバル市民教育は、教育がどのようにすればもっと正義であって、平和であり、慣用的で、包容的で、安全で、持続可能な世の中を作るのに必要な学習者の知識と技術、価値と態度を啓発することができるかどうかを要約したパラダイムとして、世界化の中で市民意識の形成と

1) 民主化運動記念事業会の市民教育研究報告書である「市民社会の市民教育体系構築過程研究—ドイツ、フランス、スウェーデン、アメリカ、イギリスを中心に」(韓国民主主義研究所, 2016) に整理された内容で、参加研究者たちの分析と判断によるもので一部国々に対しては異見があり得る。

関わる教育の必須機能を強調している。

5) 文解教育士(「文解教員」)

文解教育士は、文解教育課程の中〈平生教育法〉第40条によって学歴認定プログラムを運営するための専門人材をいう。文解教育教員研修課程は、〈平生教育法〉第40条に根拠した学歴認定文解教育プログラム運営のための専門性を確保した教員養成を目的にする。〈平生教育法施行令〉第70条には、文解教育プログラムのインストール及び指定基準、文解教育教員研修課程などに関する法的根拠が提示されている。施行令に根拠して市・道ⁱⁱ平生教育振興院では、文解教育審議委員会で決めた資格を取り揃えた教員を選抜して、文解教育教員研修課程を運営する。

学歴認定のための文解教育プログラム運営機関では、必ず文解教育教員研修機関で養成した文解教育教員を確保しなければならない(教育部・国家平生教育振興院, 2017)。これによって国家平生教育振興院または市・道平生教育振興院では、初等及び中学課程文解教育教員研修プログラムを運営している。文解教育教員研修は、文解教育プログラム運営現場に対する理解度を高め、現場活用能力向上のために集合教育と同時に現場実習を運営する。国家文解教育センターと2018年現在17市・道平生教育振興院が、広域文解教育機関として、全国450余のプログラム運営機関で文解教育を実施している。²⁾

また(社)韓国文解教育協会では、自ら定めた「文解教育士資格証管理運営規定」を通じて、文解教育士資格を発給している。この資格は登録(非公認)民間資格で1～3級に仕分けされている。

6) マウル平生学習コーディネーター

邑・面・洞ⁱⁱⁱのようなマウル単位には、住民の平生学習を促進して支援するために多様な活動家がいる。これらは、マウル平生学習コーディネーター、幸せ学習マネージャー、平生学習マウルリーダー、マウル平生学習指導者、平生学習ボランティア活動家、平生学習サポーターズ、学習マネージャー、コーディネーター、学習カウンセラーなど呼ばれており、名前も多様で地方自治体別に養成課程を運営している。一般住民の中でこのような養成課程を修了したとか、既存の平生学習関連住民活動家として住民と地域社会の平生学習実現を支援しようとする住民は、誰でもマウル平生学習コーディネーターになることができる。

京畿道では2012年8月から「平生学習マウル共同体支援事業」を通じて、マウル地域住民をマウルリーダー、住民講師、学習コーディネーターなどとして育成している。そして、これらを

2) 国家文解教育センターホームページ www.le.or.kr

ⁱⁱ 訳者注 韓国の地方自治制度は、日本と類似しており、基本は広域自治体と基礎自治体の二層制になっている。広域自治体は、京畿道等7つの道、ソウル特別市や大田広域市等8つ広域市、済州特別自治道と世宗特別自治市の17市・道である。

ⁱⁱⁱ 訳者注 韓国の地方自治制度では、基礎自治体として主に道には市・郡が、広域市には区が置かれている。そして、基礎自治体の下部行政団体として市・郡には邑・面が、区には洞が置かれている。邑・面は、日本の統治下から解放直後数年間、基礎自治体(日本の町村に相当)として位置づいていた経緯もあり、地域社会としてのまとまりが続いているところも多い。近年のマウルづくりにおいては、邑・面・洞がその中心になっている。

地域人材開発に投入して働き口を新たにつくるだけでなく、マウル自治と共同体活性化にも寄与している。³⁾

この事業の一環として2017年南楊州市では、南楊州地域社会教育協議会で学習コーディネーター及びマウルリーダー養成課程を運営したりした。学習コーディネーター及びマウルリーダー養成課程は、7講義28時間にわたって平生学習理解、コーディネート役割、マウル資源発掘などの内容で構成されている。⁴⁾

ソウル特別市では、地域住民の平生教育要求を最も近距離で把握して、洞単位の平生学習機能強化及び市民たちの学習参加機会を拡大するために、2016年から10の自治区平生教育機関に平生学習コーディネーターを配置・運営している。ここでは、洞自治会館、平生学習館等で地域住民の平生学習相談及び要求調査、現場実態調査などを通じて、平生学習プログラム再設計、学習サークル運営及び地域住民の平生学習活動支援、機関間ネットワーキングなどの業務を遂行している(ソウル市、2016;2018)。

マウル単位の平生学習を促進するため、このような活動家たちは地方自治体の養成課程履修を通じて関連支援事業で活動している。

7) 企業教育専門家

企業教育は、平生教育の重要な領域であるが、教育対象が特定組織内の構成員に限定されているという点で、不特定多数を対象にする一般の平生教育と運営上多くの差がある。したがって、企業教育業務を遂行する専門家たちに要求される力量の差もしかたない。

通常、人材資源開発(HRD: Human Resource Development)と呼ばれるこの分野の従事者は、基本的に教育プログラムを企画、開発、運営、評価する役割は平生教育士と似たり寄ったりだが、教育需要調査や学習者に対する要求分析の対象と範囲に差があつて、教育目的も組織の成長と発展という目的に焦点を置いている。このような理由で、社会教育専門要員から平生教育士へと名称が改定された教育課程の改編の時、1999年前後は大きく論議された。そして、2007年〈平生教育法〉改訂時期にも、平生教育士の職務範囲を一般平生教育と企業教育で区分しようという論議があつたが実現しなかった。

企業教育専門家に対する国家資格制度は構築されなかったが、民間分野でこれらを養成する教育訓練課程及び民間資格を運営している。大学の教育課程も、産業教育、職業教育、教育工学と係わった分野で、企業教育に特化された教育課程を運営中である。

8) 文化芸術教育士

文化芸術教育士は、文化芸術教育関連教員と他に文化芸術教育に関する企画・振興・分析・評価・教授などの業務を遂行する人を意味する(〈文化芸術教育支援法〉第2条第5項)。文化芸術教育士は、2011年12月〈文化芸術教育支援法〉改訂で1～2級の資格制度が導入され、2013年から輩出された。資格を取得しようとする人は、等級別にそれにあたる学歴・経歴要件と教育課程履修要件の二つを全て取り揃えなければならない。

国家公認資格制度の質的管理のための装置として〈文化芸術教育支援法施行令〉第18条の2

3) 南楊州地域社会教育協議会 <http://kace.or.kr/2000557>

4) 南楊州地域社会教育協議会 <http://kace.or.kr/2000557>

に基づいて、文化芸術教育士教育課程を開設する教育機関は、教科目が文化芸術教育士教育課程に相応しいかの可否を文化スポーツ観光部長官から確認を受けなければならない（カン・デジュン他，2017）。

文化芸術教育士教育課程は、文化スポーツ観光部が指定した文化芸術教育士教育機関で履修可能である。1級教育課程は、2018年現在未運営中で、2級教育課程は文化芸術教育士教育課程設置大学と8つの指定教育機関⁵⁾で運営中である。1級教育課程は、5科目150時間、2級教育課程は15科目600時間である。

文化芸術教育士教育課程を履修する前、本人の専攻が文化芸術教育士の10分野（美術、音楽、舞踊、演劇、映画、国楽、写真、マンガ・アニメーション、デザイン、工芸）の中でどの分野に属するのか明確に区分した上で、分野別教育課程を履修しなければならない。2019年6月基準で、文化芸術教育士2級資格取得者は総17,586人であり、2013年に一番多い3,469人、2014年2,117人、2015年2,196人、2016年3,023名だった（韓国文化芸術教育振興院，2019）。

〈文化芸術教育支援法〉第31条と〈文化芸術教育支援法施行令〉第20条によって、〈公演法〉による国公立公演場、〈博物館及び美術館振興法〉による国公立博物館と国公立美術館、〈図書館法〉による公立公共図書館、〈文化芸術振興法施行令〉による文化の家と伝授会館には、1人以上の文化芸術教育士を配置しなければならない。しかし、実際の配置人員に対する正確な資料はなく、文化芸術教育士取得後進路に対する研究もおこなわれたことがない（カン・デジュン他，2017）。ただ、既に文化芸術教育士2級取得者の大部分が、学校及び社会芸術講師（韓国文化芸術教育振興院教育事業）として毎年新規契約をしながら就職している中で、その人員中文化芸術教育士は約4千名位と推定されている。文化芸術教育士の活動領域は、学校、社会及び文化基盤施設など政策支援領域から、多様な民間領域までに広がっている。

2. 平生教育士

平生教育士資格制度は、平生教育分野の専門家養成を目的に1982年〈社会教育法〉制定を通じて社会教育専門要員養成として始まった（ピョン・ジョンイム他，2015）。1999年〈社会教育法〉が〈平生教育法〉に全面改定され、社会教育専門要員は平生教育士に変更された。2007年〈平生教育法〉全面改訂を通じて、平生教育士の資格取得要件は強化された。養成機関も、大学（院）、単位銀行機関^{iv}と多様化した。2013年には、平生教育士資格発給権限を教育部長官に一元化するなど、何回にかけて制度が変化した。

5) 梨花女子大学文化芸術教育院（ソウル）、仁荷大学校文化芸術教育院（仁川）、中部大学文化芸術教育院（京畿・高陽市一山）、大邱芸術大学文化芸術教育院（慶北・漆谷）、釜山大学校文化芸術教育院（釜山）、湖南大学校文化芸術教育院（光州）、全南大学校文化芸術教育院（光州）、大真大学文化芸術教育院（京畿・抱川）

^{iv} 訳者注 単位銀行機関とは、1988年に施行された「単位認定等に関する法律」に基づく単位銀行制において評価認定の対象となる教育訓練機関のことで、大学や専門大学（日本の短期大学）付設平生教育院等、2013年には全国で567機関あった。詳しくは、郭珍榮・呉世蓮・金宝藍「学歴を補完する高等教育制度——単位銀行制を中心に——」（梁炳贊・李正連・小田切督剛・金命貞編著（2017）『躍動する韓国の社会教育・生涯学習市民・地域・学び』エイデル研究所）を参照。

1) 歴史的な制度発展過程

1982 年〈社会教育法〉が制定されて、この分野の現場専門家として社会教育専門要員資格制度が導入され、現在の平生教育士資格制度の歴史が始まったといえる。〈社会教育法〉は、国家と地方自治体が社会教育施設の設置、専門要員養成、教育資料開発、団体または施設・事業場などに対する社会教育活動奨励などを通じて、社会教育を振興していく内容を記している（ピョン・ジョンイム他、2015：11）。当時〈社会教育法施行令〉には、関連学科中心の養成制度と資格所持者配置義務化を規定したが、強制規定がなく有名無実化した条項であった。1989 年に一部改定された〈社会教育法施行令〉では、履修学科を開放して関係ない学科でも養成課程運営を可能にさせたため資格証所持者が急増した（ピョン・ジョンイム他、2015：11）。

1999 年には、平生教育の振興を目的に〈社会教育法〉を〈平生教育法〉に変更して法内容を全面改正することによって、以前の〈社会教育法〉による社会教育専門要員を平生教育士に変更し、平生教育士養成課程、等級別資格要件などを強化する基準を提示した。法令改訂を基礎として以前の一般知識中心の教育課程は、平生教育職務中心の教育課程へ全面改編し専門性を向上しようとした。この時、平生教育士養成体制を大学の正規教育養成体制と実務者中心の指定養成機関体制の 2 元化した。また、平生教育士資格証発給の権限を教育部長官から該当の大学機関の長に委任し、平生教育士養成課程運営及び交付が全て大学機関長の責任下に進行されるようにした。

平生教育士制度は、2007 年〈平生教育法〉全面改正案が国会を通過し、以前の制度に比べて職務、履修課程、研修、配置基準がもっと強化された。平生教育士の役割は、平生教育の企画、進行、分析、評価及び教授業務の遂行と規定され、具体的な職務は平生教育プログラムの要求分析、開発、運営、評価、コンサルティング業務と学習者に対する学習情報提供、生涯能力開発相談、教授業務、その他平生教育振興関連事業計画などの業務にと詳細化された。また、平生教育士養成課程を通じた専門人材養成のための平生教育関連科目履修単位を 2 単位から 3 単位に上向き調整し、平生教育実習を必修科目に変更した後実習期間を 3 週から 4 週に強化した。2007 年〈平生教育法〉改訂によって、大学（院）及び指定養成機関の養成課程以外に単位銀行制標準教育課程まで拡大し、養成主体を多様化した。2013 年改定された〈平生教育法〉では、平生教育士資格証を 2014 年から国家平生教育振興院によって、教育部長官名で発給するようになっている。

〈表 7-1〉平生教育士資格制度の移り変わりの過程

関連法令の移り変わり	主要内容
社会教育法制定 (1982.12.31.)	・社会教育専門要員制度の基礎 ・社会教育専門要員配置規定準備 ・社会教育専門要員養成、研修機関設立規定準備
社会教育法施行令 (1983.9.10.)	・関連学科（教育学科、社会教育科、地域社会開発学科など）中心の養成制度 ・配置と係わって資格所持者配置を義務化しているが強制規定はなし
社会教育法施行令一部改訂 (1989.2.28.)	・履修学科開放：既存の関連学科で制限していた養成課程が科目履修を通じて学科と関係なく単位履修として資格取得可能 ・以後資格発給が急増されながら資格での現実的価値が相対的に激減
平生教育法全面改訂 (1999.8.31.)	・平生教育士資格証名称変更（社会教育専門要員→平生教育士） ・平生教育士配置規定準備

平生教育法施行令全面改訂 (2000.3.13.)	・平生教育士等級別資格要件による平生教育士名称の資格証発給 ・平生教育士の配置対象から学院除外 ・従事者10名以上、300人以上学習者同時教習、年間教育人員3千名以上の平生教育団体及び平生教育施設で基準緩和
平生教育法施行規則制定 (2000.3.31.)	・平生教育士資格取得関連教科目改訂（社会教育学の領域→平生教育関連科目）
平生教育法全面改訂 (2007.12.14.)	・平生教育士資格制度の整備（単位数／時間増加、教科目改訂） ・平生教育士1-2級昇給課程施行 ・対象機関別平生教育士配置 ・平生教育士補修教育にあたる研修規定導入
平生教育法施行令全面改訂 (2008.2.14)	・平生教育士等級別資格基準調整（平生教育関連専攻博士の学位取得者の1級資格基準削除） ・振興院及び市道振興院には、1級平生教育士1人以上を含んだ5人以上の平生教育士配置 ・市郡区平生学習館には、正規職員20人以上の場合、1級または2級平生教育士1人以上を含んだ2人以上の平生教育士配置
平生教育法施行規則全面改訂 (2008.2.18.)	・平生教育士資格取得関連教科目改訂（選択科目多様化／2単位→3単位） ・平生教育の現場実習強化（3週→4週）
平生教育法全面改訂 (2013.5.22.)	・平生教育士資格証発給権限を教育部長官名で一元化（国家平生教育振興院に委託）

出典：ピョン・ジョンイム他（2015：13）再構成；平生教育振興院・教育科学技術部（2008）、2008 平生教育白書、平生教育士資格管理ホームページ（<https://lledu.nile.or.kr>）資料などを再構成。

2) 資格基準

〈平生教育法〉第24条第1項は、平生教育士資格取得と関わって次のように規定している。

第1、〈高等教育法〉第2条による学校（以下“大学”という）またはこれと同等以上の学歴があると認められる機関で、教育部令に定める平生教育関連教科目を一定単位以上履修して学位を取得した者

第2、〈単位認定等に関する法律〉第3条第1項によって、評価認定を受けた学習課程を運営する教育訓練機関（以下“単位銀行機関”という）で、教育部令に定める平生教育関連教科目を一定単位以上履修して学位を取得した者

第3、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学歴があると認められる者として大学またはこれと同等以上の学歴があると認められる機関、第25条による平生教育士養成機関、単位銀行機関で教育部令に定める資格要件を取り揃えた者

第4、その他に大統領令で定める資格要件を取り揃えた者

〈平生教育法施行令〉（第16条）で平生教育士は3等級に区分けしているが、等級仕分けの基準は職務力量ではなく資格取得基準を提示している（カン・デジュン他，2017）。すなわち、等級別資格取得者が職務遂行を通じて見せる結果ではなく、資格取得に必要な教育訓練、経歴のみを提示している。

〈平生教育法施行令〉[別表1の2]は、平生教育法資格の等級別要件を〈表7-2〉のように規定している。

〈表 7-2〉平生教育士の等級別資格要件

等級	資格基準
平生教育士 1 級	平生教育士 2 級資格証を取得した後、教育部長官が定める平生教育と関わる業務（以下“関連業務”という）に、5 年以上従事した経歴がある者として振興院が運営する平生教育士 1 級昇級課程を履修した者
平生教育士 2 級	〈高等教育法〉第 29 条及び第 30 条による大学院で教育部令に定める平生教育と係わる科目（以下“関連科目”という）中必修科目を 15 単位以上履修して修士または博士の学位を取得した者。ただし、〈高等教育法〉第 2 条による学校（以下“大学”という）で必修科目を履修した場合には選択科目として必修科目単位を取り替えることができる。 2. 大学または同等水準以上の学歴を認めることができる機関、〈単位認定等に関する法律〉によって評価認定を受けた学習課程を運営する教育訓練機関（以下“単位銀行機関”という）で関連科目を 30 単位以上履修して学位を取得した者 3. 大学を卒業した者または同等水準以上の学歴があると認められる者として次各項のどれか一つにあたる機関で関連科目を 30 単位以上履修した者 カ 大学または同等水準以上の学歴を認めることができる機関 ナ 法第 25 条第 1 項による平生教育士養成機関（以下“指定養成機関”という） タ 単位銀行機関 4. 平生教育士 3 級資格証を保有し関連業務に 3 年以上携わった経歴がある者として、振興院や指定養成機関が運営する平生教育士 2 級昇級課程を履修した者
平生教育士 3 級	1. 大学または同等水準以上の学歴を認めることができる機関、単位銀行機関で関連科目を 21 単位以上履修して学位を取得した者 2. 大学を卒業した者または同等水準以上の学歴があると認められる者として次の各項目のどれか一つにあたる機関で関連科目を 21 単位以上履修した者 カ. 大学または同等水準以上の学歴を認めることができる機関 ナ. 指定養成機関 タ. 単位銀行機関 3. 関連業務に 2 年以上従事した経歴がある者として、振興院や指定養成機関が運営する平生教育士 3 級養成課程を履修した者 4. 関連業務に 1 年以上従事した経歴がある公務員及び〈小・中等教育法〉第 2 条第 1 号から第 5 号までの学校または学歴認定平生教育施設の教員として、振興院や指定養成機関が運営する平生教育士 3 級養成課程を履修した者

出典：「平生教育法施行令」（別表 1 の 2）2017.7.26. 改訂

3) 職務範囲

平生教育士の役割と職務について、現在〈平生教育法〉では「業務」として、〈平生教育法施行令〉では「職務」として、それぞれ提示しているが、業務と職務が明確に差別化されていない（カン・デジュン他，2017：21）。まず〈平生教育法〉（第 24 条 2 項）では、平生教育士は平生教育の企画・進行・分析・評価及び教授業務を遂行すると規定している。〈平生教育法施行令〉（第 17 条）では、平生教育士は平生教育振興のために平生教育プログラムの要求分析・開発・運営・評価・コンサルティング、学習者に対する学習情報提供、生涯能力開発相談・教授、その他に平生教育振興関連事業計画など関連業務を遂行する人と規定している。

〈平生教育法〉を根拠として、公共部門職場別に平生教育士が担当する職務を次のように整理できる（ピョン・ジョンイム他，2015；カン・デジュン他，2017：24 再引用）。

第 1，市・道平生教育振興院に在職する平生教育士は，地域の平生教育需要を把握して，地域の平生教育施設などと協力して地域平生教育を活性化する役割

第 2，平生学習館に在職する平生教育士は，地域住民が直接接触する平生教育専門機関として地域住民オーダーメイド型プログラム開発及び運営と学習者相談など

第 3，地方自治体に在職する平生教育士は，該当の地域の平生教育振興のための計画を樹立し

て、執行するしごと

第4、個別機関別で平生教育士に与えられた役割と職務は、業務分掌に提示されていて、詳細内容は機関別に異なる

民間部門の平生教育施設の平生教育士の役割は、大きく特定プログラム内容を伝達する「講師」とプログラム開発及び運営などを担当する「職員」に区分することができる（キム・デジュン他，2017：26）。民間部門は、平生教育施設の類型別特性が多様であるため、平生教育士の役割と職務範囲も機関特性によって多様である。

最近では、韓国平生教育総連合会で平生教育分野の国家職能標準（NCS：National Competency Standards）を開発して、平生教育士が遂行する役割に対する必要力量を提示したことがある（雇用労働部・韓国産業人材公団・（社）韓国平生教育総連合会，2016a，2016b）。

NCSは、能力単位別に該当の業務がどんなことをするのか定義して、下位業務にあたる能力単位要素別に業務遂行に必要な手続きを行動用語として提示し、遂行準拠を提示している。遂行準拠は、業務を遂行するのに必要な知識、技術、態度まで提示することで、詳細に必要な力量を把握するように提示する。

平生教育士の業務領域を平生教育プログラム運用分野にだけ制限することに対しては、平生教育分野の広範囲な社会的合意が必要だが、2016年に開発した平生教育プログラム運用分野職業資格がNCS基盤で開発された点を考慮するなら、平生教育士資格制度を力量中心にして、改編時に役割と職務内容設定の参考にすることができると判断される。

〈表7-3〉平生教育運用分野の国家職能標準（NCS：National Competency Standards）

分野	能力単位
平生教育プログラム企画，開発，評価	平生教育状況分析 平生教育要求分析 平生教育資源調査 平生教育プログラム設計 平生教育教授学習資料開発 機関プログラム統合管理 平生教育プログラム評価 平生学習結果認定
平生教育プログラム運営，相談，教授	平生教育プログラム広報 平生学習設計 平生教育人的資源管理 平生教育実務行政 平生教育教授業務実行 学習サークル運営 平生教育組織運営 プログラム現場管理 平生教育ネットワーク管理 平生教育の現場実習管理

出典：雇用労働部・韓国産業人材公団・韓国平生教育総連合会（2016a），（2016b）

4）養成

（1）養成課程

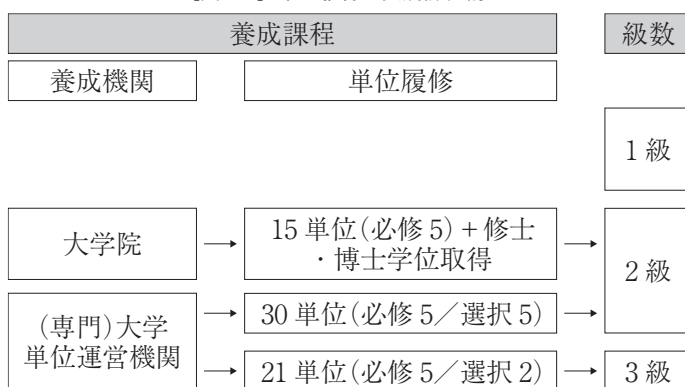
〈平生教育法〉第25条第1項は、教育部長官が平生教育士の養成と研修に必要な施設教育課程

教員などを考慮して、大統領令で定めることによって平生教育機関を平生教育士養成機関として指定することができる」と規定している。教育部長官は、養成課程と昇級課程運営を国家平生教育振興院または〈平生教育法〉第 25 条第 1 項によって指定された養成機関に委託することができる。〈平生教育法施行令〉第 21 条は、養成機関として指定受けることができる平生教育機関として、大学付設平生教育院、〈公務員人材開発法〉による公務員教育訓練機関、〈教育公務員法〉による研修機関、特別法または政府外郭に設立された研修及び教育訓練機関を並べている。

現行平生教育養成課程の単位構造を整理すれば、次〔図 7-1〕のようになる。

〈平生教育法施行規則〉第 5 条第 1 項と係わって、(別表 1) には平生教育士養成課程の履修科目を、次〈表 7-4〉のように提示している。

〔図 7-1〕 平生教育士養成課程構造



出典：カン・デジュン他 (2017) p.27

〈表 7-4〉 平生教育士養成科目

課程	区分	科目名
養成課程	必修	平生教育論, 平生教育方法論, 平生教育経営論, 平生教育プログラム開発論
		平生教育実習 (4 週間以上)
	選択	児童教育論, 青少年教育論, 女性教育論, 高齢者教育論, 市民教育論, 文解教育論, 特殊教育論, 成人学習及び相談 (1 科目以上選択必修)
		教育社会学, 教育学, 教育福祉論, 地域社会教育論, 文化芸術教育論, 人財資源開発論, 職業・進路設計, 遠隔 (E ラーニング, サイバー) 教育論, 企業教育論, 環境教育論, 教授設計, 教育調査方法論, 相談心理学 (1 科目以上選択必修)

備考

1. 養成課程の科目名称が等しくないとしても、教科の内容が等しいと国家平生教育振興院長の承認を受けた場合同一科目として見る。
2. 必修科目は、平生教育実習を含んで 15 単位以上を履修しなければならない。
3. 科目当たり単位は 3 単位として、成績は各科目を 100 点満点として平均 80 点以上であらなければならない。
4. 平生教育実習科目は、法第 19 条から第 21 条までにあたる平生教育機関等、法第 39 条第 2 項によって文解教育プログラムに指定受けた機関で、4 週間以上（総授業日数 20 日以上総修業時間 160 時間以上）の現場実習を含んだ授業課程で構成する。

出典：〈平生教育法施行規則〉(別表 1), 2017.12.29. 改訂

単位銀行機関の場合、他の専攻科目を除いて必須5科目と選択5科目（高齢者教育論，成人学習及び相談，教育社会学，遠隔教育論，人材資源開発論）の総10科目だけ開設することができる。また、各科目は評価認定を受けると開設することができる。

養成課程を通じて平生教育士資格を取得する場合、平生教育士3級は（専門）大学及び単位銀行機関で必須5科目，選択2科目を履修すれば，資格を取得することができる。

平生教育士2級は，（専門[▽]）大学及び単位銀行機関で必須5科目，選択5科目を履修した場合，あるいは大学院で必須5科目を履修して修士・博士の学位を取得した場合，資格を取得することができる。

（2）現場実習

平生教育の現場実習とは，平生教育現場での適応力と専門性を持った人材養成のため，養成機関と平生教育機関が共同で参加し，決まった期間の間平生教育現場で実習教育を実施して，これを通じて単位を付与する制度をいう（教育部，2015）。現場実習は，平生教育士を養成する教育課程を多様な機関で提供するため，現場実務能力を取り揃えた資格取得者を輩出するために最小限の現場職務を遂行しながら履修する教育課程といえる。

平生教育士養成機関とは，平生教育士養成を目的に平生教育法令によって決まった教科目を開設・運営する大学または単位銀行機関を意味する。現場実習生とは，養成機関で平生教育実習科目を受講して，平生教育機関に現場実習を申し込み・遂行する学生を意味する。平生教育実習科目担当教授とは，平生教育士養成機関で平生教育実習科目を担当して受講生を管理する教・講師をいう。現場実習機関は，平生教育の現場に対する教育と実習が可能な平生教育機関を。現場実習協約というのは，養成機関と実習機関が現場実習運営に関して約定する行為などを意味する。

現場実習運営基準は，最小4週間（最小20日，総160時間）以上実施しなければならない。現場実習は，実習の実効性を考慮して実習機関の勤労環境と等しい条件で実習することを前提に，1日8時間（9：00～18：00），週5回（月～金）の通常勤労時間以内で進行するようにしている（教育部，2015）。ただ，現場実習機関の特性及び実習生の状況（会社員など）を考慮して，夜間及び週末時間を利用した現場実習も可能である。

現場実習の認定範囲は，平生教育機関従事者が勤務地（在職機関）で実習する場合には，現場実習の目的に当たる内容の実習を実施しなければならない。職場（現場）体験，社会奉仕など短期体験活動またはインターン（短期勤労者形態）を遂行する場合，外国所在機関で現場実習を実施する場合，平生教育士資格証以外の他の資格取得のための現場実習と重複する場合，2つ以上の機関で現場実習を実施する場合等は，現場実習と認めない。

次の中でどれか一つにあたる機関は，実習機関として運営することができる（教育部，2015）。第1，〈平生教育法〉第19条による国家平生教育振興院，第2，〈平生教育法〉第20条による市・道平生教育振興院，第3，〈平生教育法〉第21条による市・郡・区平生学習館，第4，〈平生教育法施行令〉第69条第2項によって文解教育プログラムとして指定受けた機関，第5，〈平生教育法〉第2条第2項による平生教育機関（〈平生教育法〉によって認可・登録・申告された施設・法人または団体，〈学院の設立・運営及び課外教習についての法律〉による学院，中学校教科教習学院を除外し平生職業教育を実施する学院，その他の法令によって平生教育を主な目的

[▽] 訳者注（専門）とは専門大学のことで，日本の短期大学と同じものを示す。

にする施設・法人または団体)。

養成機関は、〈平生教育法〉またはその他に他の法令によって平生教育を主な目的にする機関、平生教育機関の特性を反映した事業及びプログラムを運営している機関、実習生の保健・衛生及び安全を保障することができる機関、実習生の現場教育及び実習指導が可能である機関等を考慮して実習機関を選定して、協約を締結しなければならない。

〈表 7-5〉 実習機関の類型及び例示

区分	機関類型		例示	
平生教育法	①類型	国家平生教育振興院	国家平生教育振興院	
		市・道平生教育振興院	江原道平生教育振興院，慶尚北道平生教育振興院，大邱平生教育振興院，ソウル特別市平生教育振興院，全羅南道平生教育振興院，京畿道平生教育振興院，光州平生教育振興院，仁川平生教育振興院，蔚山平生教育振興院，大田平生教育振興院，釜山平生教育振興院，済州特別自治道平生教育振興院，忠清南道平生教育振興院，忠清北道平生教育振興院	
		市・郡・区平生学習館	平生学習館，公共図書館，文化院，修練院，博物館，福祉館，等（教育庁から市・郡・区平生学習館として指定を受けた機関に限る）	
	②類型	文解プログラム指定機関	文解教育プログラム設置・指定機関	
		成人文解教育支援事業選定機関	当該年度成人文解教育支援事業選定機関	
	③類型	平生学習都市	市・郡・区平生学習センターまたは平生教育専門部署等	
		国家・自治体平生学習推進機関	広域市道庁／市・郡区庁／市・道教育庁／地域教育庁内平生学習センターまたは平生教育業務担当部署等	
	④類型	平生教育関連事業遂行学校	大学平生教育活性化支援事業，学校平生教育事業（地域と一緒にする学校事業，放課後学校事業等）遂行	
⑤類型	平生教育施設申告・認可機関	幼・小中等・大学付設／学校形態／社内大学形態／遠隔大学形態／事業場付設／市民社会団体付設／言論機関付設／知識・人材開発関連平生教育施設		
その他の法令	⑥類型	平生職業教育学院	学院設立運用登録証状平生職業教育学院（学校教科教習学院形態は認定不可）	
	⑦類型	機関型教育機関	住民自治機関	市・郡・区民会館，住民自治センターなど
			文化施設機関	図書館，博物館，美術館，科学館，地方文化院など
			児童関連施設	児童職業訓練施設，児童福祉館，地域児童（情報）センター等
			女性関連施設	女性人材開発センター，女性（福祉，文化）会館等
			青少年関連施設	青少年支援センター，青少年修練施設，青少年文化の家等
			老人関連施設	老人教室，老人福祉（会）館等
			障がい者関連施設	障がい者類型別生活施設，障がい者福祉館等
			多文化家族関連施設	多文化家族支援センターなど
	⑧類型	訓練・研修型教育機関	社会福祉施設	総合社会福祉館
			職業訓練機関	公共職業訓練施設，指定職業訓練機関等
研修機関			公務員研修機関，一般研修機関等	

⑨類型	市民社会団体 型教育 機関	非営利民間団体	全国文解・成人基礎教育協議会，韓国平生教育学会等
		非営利社(財)団法人	韓国平生教育士協会，韓国文解教育協会等
		青少年団体	韓国青少年連盟，青少年団体協議会等
		女性団体	女性会，女性団体協議会等
		老人団体	大韓老人会，全国老人平生教育，団体連合会等
		市民団体	NGO，YMCA，YWCA，環境運動連合等
その他		その他の平生教育を主たる目的としている組織及び団体	

・その他の法令による機関の場合，必ず該当の設置・運営法的根拠及び平生教育事業遂行可否確認

出典：教育部（2015）p.4

実習科目履修要件としての教科目履修要件は，大学及び単位銀行機関養成課程履修者の場合，平生教育実習科目を除いた必修科目4科目履修，大学院養成課程履修者の場合，平生教育実習科目を除いた必修科目3科目以上履修である。

現場実習履修要件は，実習教科目として編成された実習オリエンテーションを履修した学生に限って，現場実習を実施することができる。また現場実習は，平生教育実習教科目の成績算出及び単位付与の前に終了しなければならない。

科目開設基準は，3単位が付与される正規教科目として運営しなければならない。また実習科目担当教授は，平生教育関連修士学位以上の所持者で平生教育関連科目教授活動または平生教育の現場で3年以上の経験がある者，または平生教育関連の博士学位以上の所持者として，平生教育関連科目教授活動または平生教育の現場で2年以上の経験がある者ではなければならない。

授業課程編成は，各養成機関の運営規定によって実習オリエンテーション及び4週間の現場実習を必須に含んで運営しなければならない。また，実習セミナー，実習最終評価会なども実施することを勧奨している（教育部，2015）。

（3）資格取得現況

平生教育士資格は，1，2，3級と仕分けされていて，養成課程と昇級課程を通じて取得可能となっている。1級は，2級・3級資格を取得して一定の経歴を取り揃えた者が，国家平生教育振興院で運営する昇級課程を履修して，一定の評価手続き通過後取得することができる。平生教育士資格証所持者は，2000年以後増加して2015年に年間8,404人だった。しかし，最近では減少する傾向で2016年は7,042人，2017年は6,496人が資格を取得した。現在までの平生教育士発給現況は，2017年12月現在で1級693人，2級116,532人，3級7,593人など全124,818名^{vi}となっている（教育部・国家平生教育振興院，2017）。

5）研修と昇級

（1）職務研修

平生教育士職務研修は，平生教育専門家としての資質及び職能向上のための再教育システム構

^{vi} 訳者注 2021年までに養成された最新の平生教育士の数は150,542人となっている。詳しくは，呉世蓮・肥後耕生・松尾有美・金亨善・瀬川理恵「韓国の平生教育・この1年——2021～2022年——」（東京・沖縄・東アジア社会教育研究会（2022）『東アジア社会教育研究』No.27）p197を参照。

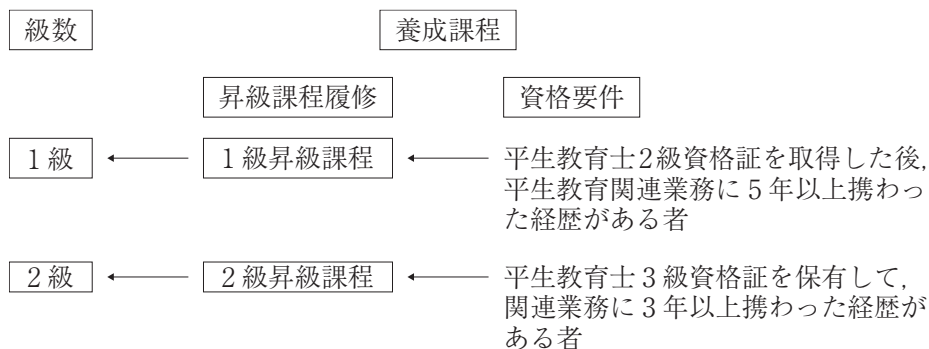
築の一環で、需要者オーダーメイド型研修プログラムの開発運営を目的にしている。平生教育士職務研修は、〈平生教育法〉第 19 条第 4 項（平生教育士を含む平生教育従事者の養成研修）に基づいているが、法に関連規定だけ提示されているが義務条項がなく、職務研修参加は平生教育士本人の選択によっている（カン・デジュン，2017）。

（2）昇級研修

平生教育士昇級課程は、〈平生教育法施行令〉第 18 条（履修課程）第 2 項を根拠に、〈平生教育法〉第 24 条及び同法施行令第 16 条によって、1 級及び 2 級昇級課程として分けられ運営されている。昇級課程は、国家平生教育院で運営しており、昇級級数別で下位資格取得後の実務経歴を次のように要求している。

第 1、1 級昇級課程は 2 級資格証取得後 5 年以上の経歴がある者。第 2、2 級昇級課程は 3 級資格証取得後 3 年以上の経歴がある者。現行平生教育士昇級構造は、次〔図 7-2〕のとおり。

〔図 7-2〕平生教育士昇級構造



出典：カン・デジュン他（2017）p. 31

国家平生教育院の昇級研修課程の場合毎年教育課程が変動しているが、これは各等級別に要求される力量が明確に規定されないまま昇級課程を運営しているからである。

2017 年度と 2018 年度 1 級昇級研修課程を比べると、次〈表 7-6〉のようである。

〈表 7-6〉平生教育士 1 級昇級研修課程

区分	2017 年 主要課程	2018 年 主要課程
平生教育ビジョン課程	平生教育士の専門性とビジョン建設	平生教育学の衆論と通渉の理解
	平生教育制度と政策の理解	平生教育学の理解と解析
	平生教育士の例示的資格談論	平生教育リーダーシップ
	平生教育士のインポートフォローシップ	平生教育士ビジョンワークショップ
平生教育機関経営及び管理	平生教育機関経営及び財政運営	組織分析及び機関力量分析
	マーケティング及び機	平生教育機関運営及び問題解決
		組織分析及び機関力量
		マーケティング及び機

	関広報連絡樹立		分析	関広報連絡樹立
			平生教育機関財務管理	平生教育機関成果管理
変化促進及び地域デザイン	平生学習共同体と変化促進	平生学習サークル組織化	地域社会と平生教育リーダー	平生学習共同体と変化促進
	平生教育と地域社会開発	平生学習ネットワーク戦略	平生学習サークル組織化	平生学習ネットワーク戦略
	実践事例発表及びワークショップ		平生学習活動家養成及び管理	実践現場事例交流
教育プログラム企画及び開発 ⁶⁾	平生教育プログラムの理解と分類法	プログラム要求分析／優先順位設定ワークショップ	平生教育事業企画	平生教育事業妥当性分析
	プログラム開発チーム構成ワークショップ	プログラム開発妥当性分析ワークショップ	平生教育事業設計及びモニタリング	平生教育事業評価及び成果管理
	プログラム設計、モニタリングワークショップ	プログラム評価及び成果管理	平生教育の論点及びアジェンダ設定	平生教育政策提案ワークショップ
平生学習相談及びコンサルティング	生涯発展と平生学習相談	平生教育士の自己経歴開発	生涯発展と平生学習相談	平生教育コンサルティング
	進路相談と経歴開発	意思疎通と他人育成力量	進路相談と経歴開発	意思疎通と他人育成力量
平生教育教授学習及び評価 ⁷⁾	平生教育のための効果的教授法	平生教育教授学習方法開発	平生教育のための効果的教授法	平生教育教授学習方法開発
	平生教育での評価			

出典：国家平生教育振興院（2017）、国家平生教育振興院（2018）

6）配置

平生教育士資格証を取得した後携わることができる分野は、平生教育全体機構で地方自治体及び教育庁、平生教育関連事業遂行学校、学校付設平生教育施設、学校形態の平生教育施設、社内大学形態の平生教育施設、遠隔大学形態の平生教育施設、事業場付設平生教育施設、市民社会団体付設平生教育施設、言論機関付設平生教育施設、知識・人材開発関連平生教育施設などで分野別詳細内容は、次〈表7-7〉のとおりである。

〈表7-7〉平生教育士従事分野

従事分野	細部内容
平生教育専門支援機構	国家平生教育振興院，市・道平生教育振興院，市・郡・区平生学習館等
地方自治体及び教育庁	市・道庁，市・郡・区庁平生教育関連部署，教育庁，教育支援庁平生教育関連部署等
平生教育関連事業遂行学校	地域とともにする学校，放課後学校 事業遂行学校 平生学習中心大学 育成事業遂行大学等
学校付設平生教育施設	小・中学校付設平生教育施設 大学付設平生教育施設等
学校形態の平生教育施設	公民学校，放送通信高等学校，各種学校等
社内大学形態の平生教育施設	

6) 2018年度には平生教育事業及び政策に変更される。

7) 2018年度には平生教育教授学習に変更される。

遠隔大学形態の平生教育施設	サイバー学院, サイバー教育院, 遠隔大学
事業場付設平生教育施設	デパート／大型マートなどのカルチャーセンター等
市民社会団体付設平生教育施設	(市民運動) 連合, YMCA 運動本部
言論機関付設平生教育施設	新聞社・放送社 文化センター等
知識・人材開発関連平生教育施設	企業体研修院, 産業教育機関, 主婦教室等
文解教育運営機関	
単位銀行機関	〈単位認定等に関する法律〉第3条第1項によって評価を受けた学習課程を運営する教育訓練機関

出典：平生教育士資格管理ホームページ <https://lledu.nile.or.kr/info/work/>

〈表 7-8〉平生教育士配置対象機関及び配置基準

1, 振興院, 市・道振興院	・ 1 級平生教育士 1 人以上を含んだ 5 人以上
2, 障がい者平生教育施設	・ 平生教育士 1 名以上
3, 市・郡・区平生学習館	・ 正規職員 20 名以上。 1 級または 2 級平生教育士 1 人を含んだ 2 名以上 ・ 正規職員 20 人未満： 1 級または 2 級平生教育士 1 名以上
4, 法第 30 条から第 38 条までの規定による平生教育施設（学歴認定平生教育施設は除く）, 〈単位認定等に関する法律〉第 3 条第 1 項によって評価認定を受けた学習課程を運営する教育訓練機関及び法第 2 条第 2 号多目の施設・法人または団体	・ 平生教育士 1 名以上

出典：「平生教育法施行令」（別表 2），2017.7.26. 改訂

〈平生教育法〉第 26 条及び〈平生教育法施行令〉第 22 条、（別表 2）によって平生教育士を配置しなければならない機関は、大きく公共部門と民間部門に仕分けが可能である。

第 1, 公共部門には、一般地方自治体（広域自治体、基礎自治体）及び教育地方自治団体（教育庁、教育支援庁）の他に、政府や地方自治体の財源（出資金または補助金）で運営される平生教育専門支援機構（国家平生教育院、市・道平生教育振興院、市・郡・区平生学習館）が含まれる。

第 2, 民間領域には、〈平生教育法施行令〉（別表 2）によって平生教育士 1 人以上の配置が要求される機関として、民間（または団体）によって設立・運営される機関が含まれる。〈平生教育法〉第 26 条第 3 項の障がい者平生教育施設は、法第 20 条の 2 によって公共及び民間に全てあたることができる。

3. 平生教育の現場専門家と民間組織

この節では、平生教育の現場専門家の団体について見ていく。

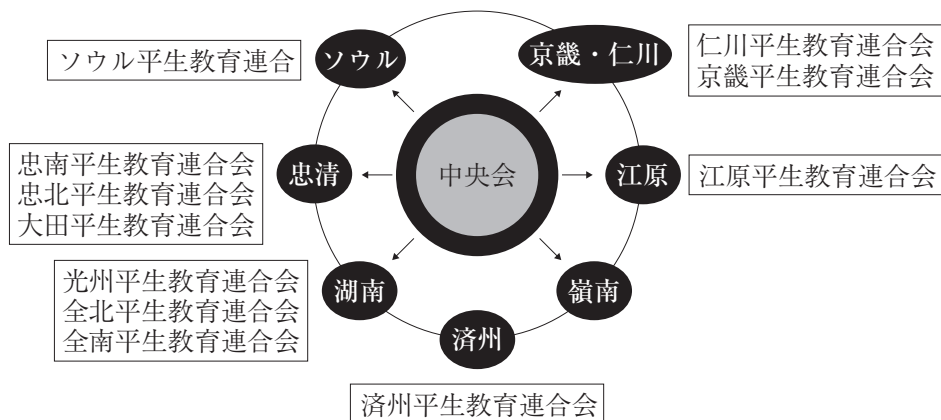
1) (社)韓国平生教育総連合会

(社)韓国平生教育総連合会（Korean Federation for Lifelong Education）は、1976 年に韓国社会教育協会として創立され、我が国（韓国）の平生教育の現場と地域社会平生教育の活性化のた

めに力をつくし、平生教育関係者たちの専門性を涵養して平生教育機関及び団体の間の協力増進と連帯のために組織された全国的な平生教育推進機構として、関連団体、学会などを一緒にする社団法人である（教育部・国家平生教育振興院，2017）。

連合会組織は、各地域の平生教育の現場関係者及び研究者らが参加する地域平生教育連合会と各分野別職能団体で構成されている。職能団体では、(社)韓国平生教育士協会、(社)全国平生学習都市協議会、(社)韓国単位銀行平生教育協議会、(社)韓国大学平生教育院協議会、(社)韓国文解教育協会、(社)韓国学歴人材初中高等学校全国連合会、(社)平生教育実践協議会等が参加している（教育部・国家平生教育振興院，2017）。

〔図 7-3〕 韓国平生教育総連合会組織



出典：教育部・国家平生教育振興院（2017）p. 392

(社)韓国平生教育総連合会の主要活動は、次のとおりである（教育部・国家平生教育振興院，2017）。

第1、平生学習生活化運動、平生学習祭り支援、年次大会などを通じて、平生学習運動を展開している。2003年第2回全国平生学習祭りをスタートとして、毎年全国平生学習博覧会を教育部と共同主催している。これを通じて、地域社会平生学習文化造成と市民の学習生活化、平生学習参加増進をはかってきた。

第2、平生教育関連政策樹立及び制度改善などに関する研究、公聴会などを通じて平生教育政策を開発している。教育部と国家平生教育振興院のパートナーとして、平生教育に関する国家的関心を促して平生教育関連政策及び制度改善のための活動を展開している。

第3、2004年非営利団体登録以後、地方自治体からの委託事業を通じて学術サービス及び委託事業を遂行している。研究事業は、平生教育実態及び需要調査とその他の平生教育関連研究、平生学習都市総合発展計画樹立などである。委託事業は、各種シンポジウム、ワークショップなど、より専門的な事業企画、プログラム開発、プログラム運営、評価の段階を検証の後、該当の機関と地域社会に相応しい教育提供を目的に実施している。

第4、毎年定期的な韓・日民間交流事業として日本・社会教育研究全国協議会（社全協）への参加を含め、アジア南太平洋社会教育協会（ASPBAE）、国際成人教育協会（ICAE）、東アジア平生教育連合会（EAFPAE）とのネットワークを通じて、国際平生教育動向把握及び情報交流を

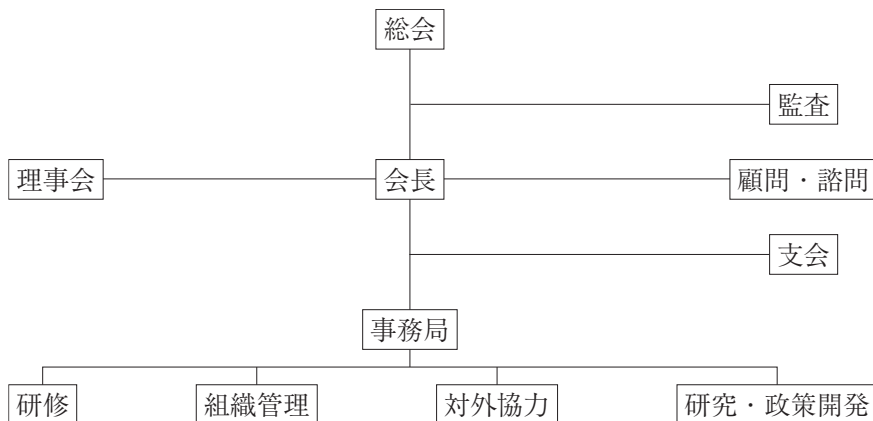
している。

2) (社)韓国平生教育士協議会

(社)韓国平生教育士協議会 (Korean Association for Lifelong Educator) は、平生教育士の力を結集するため希望と期待により 2002 年創立された。⁸⁾ (社)韓国平生教育士協議会は、全国約 11 万名の平生教育士を対象にした職務教育及び補修教育などを提供して、全国各地域に支会を結成して平生教育士の地位向上のための事業と会員たちのための多様な事業を推進している (教育部・国家平生教育振興院, 2017)。また、全国平生学習祭りに参加したり平生教育関連法令の改訂のための公聴会の共同開会、全国巡回座談会を開催したりしている。

(社)韓国平生教育士協議会は、平生教育分野の専門家である平生教育士の権益を保護するために多様な事業を推進してきた。核心事業である平生教育士の権益を伸ばすために、平生教育士専門公務員制と国家平生教育推進体制内の平生教育士地位向上及び配置義務化、そして民間平生教育施設に平生教育士の配置拡大を〈平生教育法〉改正案として提案した。また、平生教育士の専門性向上のための研修を持続的に遂行し、全国支会活動支援と全国地方自治体などとの連携・協力を通じてフォーラム、セミナー、研修を実施している。

【図 7-4】 韓国平生教育士協議会組織図



出典：(社)韓国平生教育士協議会ホームページ (協会組織図)
<http://kale.or.kr/bizdemo22372/sub1/sub14.php>

3) (社)韓国文解教育協会⁹⁾

(社)韓国文解教育協会 (Korean Association of Literacy Education) は、1989 年 8 月韓国社会教育協会とユネスコ韓国委員会が共同主催した「全国文解教育関係者ワークショップ」の成果として設立された。協会は、国連が宣布した「1990 世界文解の日」をきっかけとして、ユネスコ (UNESCO) と世界成人教育協会 (ICAE) の文解教育団体設立勧告によって、韓国の成人及び青少年たちの文解及び基礎教育事業を振興することで、国民生活の質的向上と国家社会の真正な

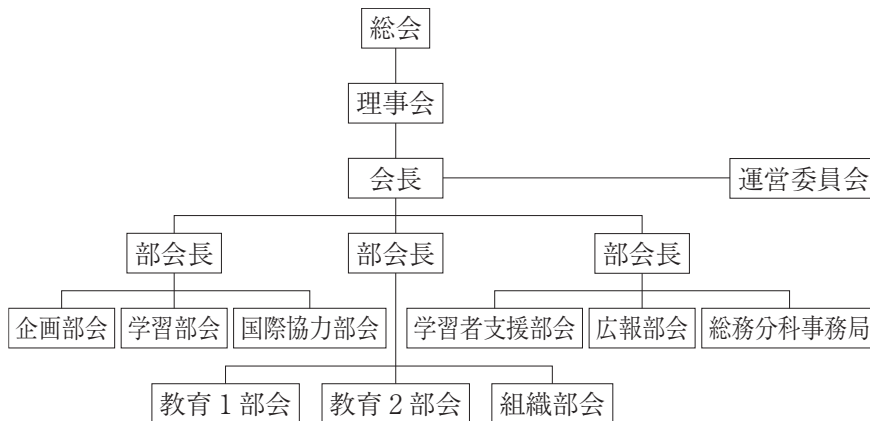
8) (社)韓国平生教育士協議会ホームページ (協会消息) [http://www.kale.or.kr/\(iefailt,sub1/subn.php](http://www.kale.or.kr/(iefailt,sub1/subn.php)

9) (社)韓国文解教育協会インターネットカフェ <http://cafe.daum.net/KoreaLiteracy/Re52/23>

デモクラシー発展に寄与することを目的にする。

(社)韓国文解教育協会の主要事業は、文解及び成人基礎教育に関する研究、資料開発普及を通じた教育振興、文解学習関連読書振興、文解教育リーダー研修及び学術会議開催、文解及び基礎教育に関する国際交流と協力、文解教育有功者表彰（韓国文解教育賞授賞）、文解教育士資格証課程施行などである。

〔図 7-5〕 韓国文解教育協会組織図



出典：(社)韓国文解教育協会インターネットカフェ
<http://cafe.daum.net/KoreaLiteracy/Re52/23>

4) 韓国平生教育学会

韓国平生教育学会は、1966年韓国教育学会社会教育研究会として出発し、1991年から学術誌を定期的に発刊し始め、1995年には研究会を韓国社会教育学会に拡大改編した（教育部・国家平生教育振興院，2017）。

韓国平生教育学会は、平生教育分野の研究活動と国内外平生教育専門家の間の学術的交流を通じて、平生教育の理論体系定立と我が国（韓国）の平生教育発展を目的にしている。

韓国平生教育学会は、年次学術大会及び平生教育関連セミナーを開催し、国内外平生教育セミナーを開催または後援して、平生教育学関連学者及び学生の学問的交流の場を用意するために月例平生教育フォーラムを開催する。また、学会誌〈平生教育学研究〉の発行、その他関連出版物を刊行して、中央部署、地方政府、各種平生教育関連実践団体、他の学術団体などとの交流を実施し、毎年日本社会教育学会と韓日学術交流研究大会を開催している（教育部・国家平生教育振興院，2017）。

5) (社)韓国大学平生教育院協議会¹⁰⁾

(社)韓国大学平生教育院協議会は、大学平生教育院の運営に関する自律的な協議と情報交換、共同研究などを通じて相互協力して平生教育に関する重要事項を政府に建議、政策に反映するようすることで大学平生教育の活性化及び全国大学平生教育院の健全な発展を企図することを目

10) (社)韓国大学平生教育院協議会ホームページ <https://www.kauce.or.kr/home/kor/>

協議会では、１）大学平生教育政策に関する研究、調査及び建議、情報交換に関する事項、２）民間資格証課程運営及び資格証発給に関する事項、３）教育課程及び教授方法の研究開発と普及に関する事項、４）教材開発及び各種資料の発刊普及に関する事項、５）平生教育院の教・職員の国内・外研修、６）その他この法人の目的達成に必要な事業を実施している。特に、韓国大学平生教育院協議会として会員校（大学）で教育している教科目と関わって、資格種目と等級を決めてそれに必要な教育時間に関する事項を資格証管理・運営施行細則で決めている。

```

graph TD
    A[総会] --- B[理事長]
    A --- C[監査]
    A --- D[理事会]
    B --- E[資格証管理・運営委員会]
    B --- F[平生素教育実務委員会]
    B --- G[事務総長]
    G --- H[法人事務局]
    G --- I[資格証管理局]
  
```

総会
 各大学平生素教育機関(院)
 監査
 理事会
 理事長
 資格証管理・運営委員会
 平生素教育実務委員会
 事務総長
 法人事務局
 資格証管理局

出典：(社)韓国大学平生教育院協議会ホームページ（協議会紹介、組織機構）
https://www.kauce.or.kr/home/kor/introduction/introduction_sub03.aspx?Mode=View

(社)韓国単位銀行平生教育協議会は、〈単位認定等に関する法律〉が定める評価認定を受けた学習課程を終えた者などに、単位認定を通じて学歴認定と学位取得の機会を与えることで、平生教育の理念を具現して個人の自己実現と国家社会の発展に貢献することを目的に2008年10月に設立された。協議会では、1) 会員の権益保護及び地位向上に関する事業、2) 会員の間の自律的な協力に関する事業、3) 会員の質的向上のための情報及び資料の提供と広報に関する事業、4) 単位銀行制運営機関長、実務者及び教・講師のためのセミナー及び国内外研修教育など会員の能力開発及び職務向上に関する事項、5) 会員機関の単位銀行制事後管理のための自律的な点検に関する事項、6) 単位銀行制に関する情報及び資料の提供と広報、7) 単位銀行制運営に関する国際協力事項など、多様な事業を企画・施行している。

11) (社)韓国単位銀行平生教育院ホームページ <http://www.cacb.kr/>

4. 平生教育の現場専門家の発展課題¹²⁾

この節では、平生教育の現場専門家の役割拡大と専門性強化のための課題について見ていく。

1) 役割及び力量再定義

(1) 平生教育士の役割と職務再設定

平生教育士の役割は、国民の一生かけた学習権を保障するため平生教育の企画、運営、評価、相談、教授する専門人材として再設定する必要がある。

したがって平生教育士の役割は、平生教育企画者（プログラマー）、運営者、評価者、相談者、教授者として提示することができる（カン・デジュン他, 2017）。

平生教育士の職務は、その役割と厳密に区分しにくいので、役割期待を通じて遂行することとして定義する。第1、平生教育プログラムの要求分析・開発・運営・評価・コンサルティング、第2、学習者に対する学習情報提供、生涯能力開発相談・教授、第3、平生教育ネットワーク、平生学習成果管理、平生教育マーケティング、第4、その他、平生教育振興関連事業計画など関連業務などに具体化する必要がある。

(2) 平生教育士の力量

① 概要

平生教育士が取り揃えなければならない力量は、優先的に法令上の平生教育士の役割を基準として再設定した。法令で正規平生教育士の業務は、平生教育プログラムの企画、開発、運営、教授、相談、評価など業務手続き別に提示されていて、コンサルティング及び事業計画などの業務を付け加えている。これは、平生教育士が担当する業務手続きを並べることで、法令上の平生教育6大領域において共通的にこのような手続きとして業務を遂行することを前提にして提示したと把握される。このことは、平生教育士が「内容専門家」ではなく、「手続き専門家」として位置づけることに決定的な役割を果たしている。平生教育士の役割に教授があるが、実際プログラムを運営するための内容側面は、内容専門家である外部講師に依頼するのが平生教育の現実であることを勘案するなら、平生教育士は平生教育プログラムの企画、運営、評価に必要な手続き専門家といえる。

社会教育専門要員から平生教育士に資格制度が変更される時、論議された平生教育士の役割の中には、第1、社会で一般市民対象の平生教育プログラムと関わって活動する平生教育士と、第2、企業体内から主に企業教育プログラムを担当する平生教育士の業務を区分しようという内容があった。しかし、結局従事分野別特性は消えてプログラムを開発して運営して評価する等、業務の手続きに関わった内容だけが法に反映された（カン・デジュン他, 2017）。これによって、平生教育士がよく接する非難の声の中一つとして、平生教育プログラムの内容に関連した専門性がない、ということがいわれるようになった。

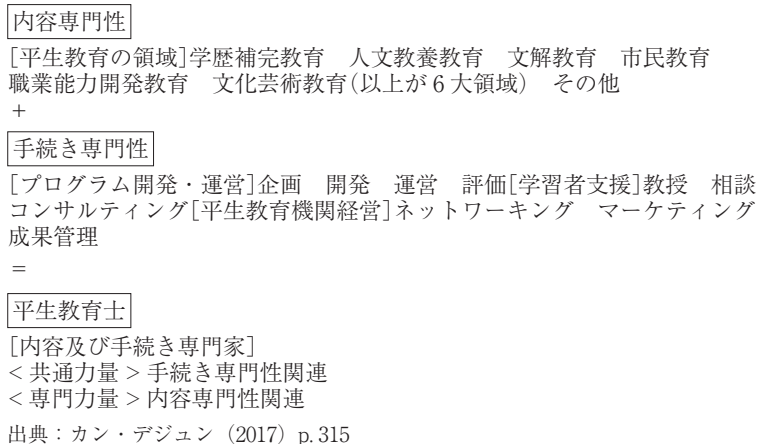
一方、業務手続きを理解して適用していく過程は、養成課程を通じて一部体験する程度の専門性の水準しかなく、平生教育機関に働き口を持った以後に経験を積みながら発達して行くという一般的な過程を踏むようになる（カン・デジュン他, 2017）。しかし、全体プログラム別内容を

12) カン・デジュン他（2017）の内容を再構成した。

理解して内容に対する専門性を持つことは、まずは平生教育の領域も多様でプログラムも多様なので、ほとんど不可能なものと把握される。このことによって平生教育機関で該当のプログラムの内容は、講義を担当する外部講師に依頼するようになり、外注プログラムの比重が増加するしかない姿を見せるようになる。平生教育士が、多様な内容専門家を上手くネットワーキングして、学習者が要求する平生教育プログラムに開発して運営するように企てる役割にだけ焦点を置く場合、平生教育の6大領域に対する専門性も持つことができなくなる。したがって、平生教育士の役割を内容専門性と手続き専門性の全てを保有するように改編することを提案する（〔図7-7〕参照）。カン・デジュン（2011）も、平生教育士が各領域で専門性を取り揃える必要があることを指摘したことがある。

平生教育士は、汎用的専門家（generalist）としてプログラマー及び運営者力量と、特定領域の専門家（specialist）として対象及び領域別講師と経営者力量を全て必要とする（カン・デジュン，2017）。この二つを折衷して平生教育士に必要な力量を確保するようにすることは、等級体系として解決は可能だろう。すなわち、平生教育士2～3級は一般、平生教育士1級は専門家形態として、役割と力量を差別化することができる。このようにする場合、平生教育士3級は運営者及び講師、平生教育士2級はプログラマー、平生教育士1級は経営者として区分することができる。

〔図7-7〕 平生教育士の役割モデリング（例示）



② 平生教育士の役割別力量（案）

カン・デジュン他（2017）は、開発された平生教育運営分野 NCS 及び現場専門家 FGI 及びデルファイ調査を通じて取り集めた意見を土台として、平生教育士の役割と役割遂行に必要な力量を次のように導出したことがある。

- a 平生教育企画者：平生教育状況分析，平生教育要求分析，平生教育資源の調査，平生教育プログラム設計，平生教育教授学習資料開発，平生教育プログラム広報，平生教育ネットワーク管理，平生教育の現場実習管理，平生教育組織運営，学習サークル運営
- b 平生教育運営者：平生教育実務行政，プログラム現場管理

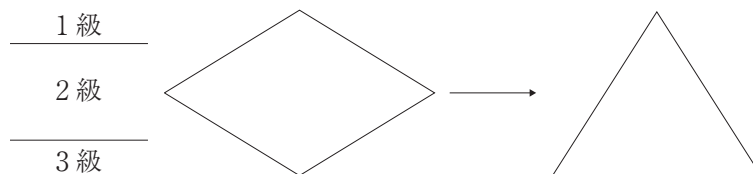
- c 平生教育評価者：平生教育プログラム評価，機関プログラム統合管理，平生学習成果評価
- d 平生教育相談者：平生学習設計
- e 平生教育教授者：教授計画書作成，教授資料製作，教授－学習実行，学習結果評価

2) 配置・活用と連携した資格構造の再設定

〈平生教育法〉に明示された平生教育機関は，平生教育士配置を義務化するようにする必要がある。例えば，〈博物館及び美術館振興法〉第2条及び第4条には，平生教育プログラム開発機能を明示しているので，平生教育士を配置することができる根拠も提示する必要がある（カン・デジュン他，2017）。

このためには，現在のダイヤモンド型構造から三角形構造に，資格取得者が分布するように資格取得構造を改編する必要がある。すなわち，3級→2級→1級の順序で取得者数が分布するような資格等級間の取得構造を改編して，平生教育士がより現場に密着するように資格取得者の経歴開発経路の準備が必要である。

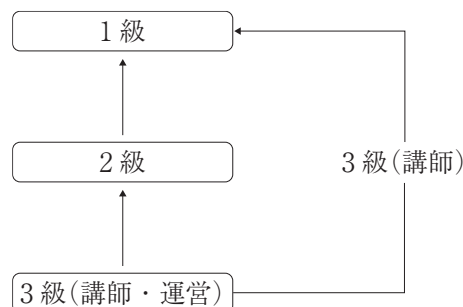
〔図 7-8〕 平生教育士等級構造改善方向



出典：カン・デジュン他（2017）p.312

3級→2級→1級形態で経歴開発ができるように，役割，職務，力量モデルを再設定するが，講師は3級から2級を経らないで1級に移動することができる経歴開発経路を設計して，3級の場合現場実務者という点を考慮して，学歴要件もないように資格取得要件を設定する必要がある（カン・デジュン他，2017）。

〔図 7-9〕 平生教育士等級別経歴開発経路



出典：カン・デジュン他（2017）p.313

3) 役割と連携した等級体系の再設定

(1) 等級間の役割再調整 (案)

① 3級：実務運営者、講師

平生教育士3級資格を、平生教育講師及び実務運営者資格として改編する必要がある。現在有名無実化した3級資格を廃止しないで、現場経歴を活用して平生教育講師（分野別）及び実務運営者として活性化誘導するということである。

第1、平生教育士3級（講師）資格である。平生教育の現場に専業／非専業講師として活動する人材が非常に多いが、学校の教師と違いこれら講師には何の資格も要求されておらず、講師の質的水準の偏差が非常に大きい状況にある。専門領域専門知識を持っていて平生教育機関で講師として働きたい場合、適切な教育を通して講師としての資質を涵養することは難しい。学院の講師は、教育部で講師経歴証を発給してくれるなど体系的な管理システムを導入しているが、平生教育講師は自分の経歴を功績として立証することができる方法がない。彼らを対象に、平生教育講師資格を取り入れて該当の専門分野講師要件を取り揃え、一定単位以上平生教育課程を履修するようにし（成人学習者に対する理解など）、平生教育講師の補修教育と研修を通じて質的な水準を向上する必要がある。

第2、平生教育士3級（運営）資格である。地方自治体の平生教育政策事業過程で、住民を対象として平生学習コーディネーター、平生学習マネージャーなど、平生教育プログラムの現場運営と学習者応対を専門とする人材が存在する。彼らがいなければ、住民密着型の地方自治体の平生教育プログラム運営は難しいありさまだ（カン・デジュン他、2017）。事業場付設平生教育施設である大型マートやデパートカルチャーセンターにも、平生教育士といっしょに実際のプログラムの運営と学習者管理をする実務人材が存在する。平生教育士3級（運営）資格を通じて、現場の平生教育運営人材の質的な水準を担保し周期的な研修を提供して、現場経験で始まる平生教育専門家に成長することができる経歴経路を用意する必要がある。

② 2級：企画、開発、相談、評価

平生教育士2級は、平生教育現場の企画、開発、相談、評価を担当するので、必要な入門から平生教育機関の中間管理者としての役割を定立する必要がある。現在の平生教育士2級の役割を遂行するようにすることである。彼らに対する補修教育は、年間8時間位に最小化して、プログラム主の役割付与及び追加的に現場で要求される職務を遂行するようにする。

③ 1級：経営管理、コンサルティング、講師

平生教育士1級は、多様な平生教育領域の専門家、平生教育機関の管理経営者としての役割を定立する。現場経歴保有者に対する事後認定資格にするか、昇級研修課程を履修するようにする。1級は、リーダーとしてのリーダーシップ、平生教育士養成指導力量も必要である。したがって、昇級研修課程には名匠、技術士資格と同じように書類、ポートフォリオ、面接などの評価方法を適用するようにする。多様化細分化される平生教育士の専門性を強調するため、領域表記の導入も検討が必要である。領域表記は、次のように例示することができる。

- ・ 機関経営：平生教育機関の経営管理、プログラムの総合企画力量などの保有専門家
- ・ 講師：3級平生教育講師中一定程度水準以上の経歴と能力などを保有した専門家
- ・ 障がい者：障がい者のための平生教育の現場最高専門家

- ・研究：大学院以上卒業者として一定研究経歴を保有した専門家
- ・単位銀行：単位銀行機関経営、学習者学習設計力量など
- ・老人：老人のための平生教育の現場最高専門家
- ・女性：女性のための平生教育の現場最高専門家
- ・以外に文解教育、企業 HRD など

平生教育士 2 級所持者として、一定期間現場勤務経歴所持者で持続的な研修を通じて該当の領域の専門性保有を証拠する基準を満たした平生教育士が 1 級昇級を要請すれば、審査して所定の昇級教育を受けて取得するように取得要件を改正する必要がある。平生教育士研修体制を、1 級昇級課程と有機的に結合して構築する必要がある。

〈表 7-9〉〈平生教育法施行令〉[別表 1 の 2] 新設（案）平生教育士の等級別力量（施行令第 16 条関連）

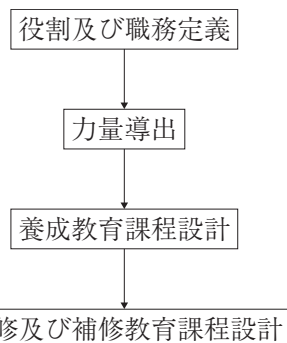
等級	職務	力量
平生教育士 1 級	平生教育機関経営管理、コンサルティング	平生教育ネットワーク管理、平生教育組織運営、平生教育マーケティング、機関プログラム統合管理、平生教育の現場実習管理、学習サークル運営
平生教育士 2 級	プログラム企画、開発、相談、評価	平生教育状況分析、平生教育要求分析、平生教育資源調査、平生教育プログラム設計、平生教育教授学習資料開発、平生教育プログラム広報、平生教育プログラム評価、平生学習課程成果評価、平生学習設計
平生教育士 3 級	プログラム運営	平生教育実務行政、プログラム現場管理
	講義	教授計画として作成、教授資料製作、教授－学習実行、学業成熟度評価

出典：カン・デジュン他（2017）p. 328

4) 役割及び力量と連携した養成教科目及び研修課程の再設計

養成課程上の理論と実習教科目、資格取得以後の継続教育（補修教育）課程も役割の定義と符合しなければならないだろう。これによって、必須と選択（実践及び方法領域）科目の構成も、このような延長線で見直しが必要である。

〔図 7-10〕 平生教育士の役割と職務改善の方向性



出典：カン・デジュン他（2017）p. 311 再構成

5) 発展課題

カン・デジュン他（2017）は、平生教育士制度改善方案を次のように提示した。

第1, 平生教育士を「国民の生涯にかけた学習権を保障するために平生教育の企画, 運営, 評価, 相談, 教授業務を遂行する専門人材」として定義することを提案する。平生教育士の役割は、〈平生教育法〉に、職務は〈平生教育法施行令〉にそれぞれ提示する方向に法令を改正する。

第2, 平生教育士資格管理委員会を新設する。〈平生教育法施行令〉に、関連条項を新設して設置根拠を用意する。平生教育士資格管理委員会は、平生教育士資格と関わる諸般事項を常時的に論議する。

第3, 平生教育士資格を平生学習口座制^{vii}と連携して管理する。全ての平生教育士が資格発給と同時に平生学習口座を開設して、補修教育など研修履修内訳を登録するようにする。

第4, 平生教育士養成と関わって、資格課程開設報告制を取り入れる。平生教育士養成課程を運営しようとする機関は、資格課程開設を平生教育士資格管理委員会に報告して承認受けなければならない。平生教育士資格管理委員会は、適正な要件を取り揃えた機関に限って資格課程開設を承認し資格課程乱立を防止する。

第5, 現在需要が少ない大学と単位銀行機関中心に行われている3級養成課程は、経過措置を置いて廃止する代わりに、3級(講師)と3級(運営)の二つの領域に特化された資格として改編する。平生教育士3級養成は、振興院と指定養成機関が担当するが、平生学習口座制登録講座として運営する。2級養成課程は、現在のように大学院、大学、単位銀行機関、指定養成機関で運営するが、大学院の履修科目を学部と分離する。大学院必須12単位、学部10科目30単位(必須4科目、選択6科目)履修を2級養成課程の骨格にする。必修科目は4科目に縮小する。選択科目は、対象領域と方法領域でそれぞれ3科目ずつ履修する。大学院で2級資格を取得しようとするなら、平生教育関連学位論文を作成して学位を受けなければならない。3級(運営)所持者は、所定の経歴を取り揃えて2級必須科目の中で実習を除いた3科目を履修した場合、昇級研修を経て2級取得が可能である。1級資格取得は、2級勤務経歴と研修累積、昇級課程履修を通して可能である。1級資格には、平生教育士資格管理委員会の審議を通して専門領域を表記する。3級(講師)資格所持者は、2級を経らなくて所定の資格を取り揃えた場合、すぐ1級(講師)に昇級することができる。

第6, 公共領域と民間領域の平生教育機関の平生教育士配置基準を、人口規模と学習者規模に変更する。平生教育士の配置で雇用の質を高めることが重要であり、このため規定や条件を具体的に法令に明示するのが必要である。

第7, 平生教育士の配置基準を守るように監督機能を強化して、違反時にはその処罰根拠を確かにする。

第8, 平生教育士研修は、大きく指定研修、自律研修、経験学習認定と区分して体系化する。補修教育を義務化して、補修教育に参加しない平生教育士と雇用機関に不利益を与えることができる法的根拠を準備する。

その他に、この間論議されてきた課題として、平生教育現場の反映、新たに台頭する社会に応じるための平生教育の現場専門家として多様な地域発掘、法的根拠のある財政費及び統計庁分類体系の反映などを通して配置と活用拡大、そして養成課程、資格基準、NCSの開発と活用、研

^{vii} 訳者注 平生学習口座制とは、平生教育法第23条に基づき、個人の多様な学習経験をオンラインの学習履歴管理システムである「学習口座」に記録・累積し、体系的な学習設計を支援するものである。詳しくは、前掲「学歴を補完する高等教育制度——単位銀行制を中心に——」を参照。

修と昇級, 専門性開発等の課題がある。

現在平生教育士配置は, 学習者数とは無関係に機関別1人配置を基準にしている。しかし, 大規模平生教育施設や人口規模が大きい地方自治体の場合平生教育士の拡大配置が切実である。平生教育士の専門性と力量伸張ための研修制度改善も, 至急に改善しなければならない(教育部・国家平生教育振興院, 2017)。

【訳者あとがき】

「4. 平生教育の現場専門家の発展課題」で平生教育士制度改善方案の提案者として引用されているカン・デジュン氏は, ソウル大学校平生教育学科教授で, 本著『平生教育論』の著者の1人である。そして, 2021年2月15日から国家平生教育振興院の院長を務めている人物である。訳者は, すでに約10年に渡り本論文内で紹介された日本社会教育学会と韓国平生教育学会との日韓学術交流研究大会等を通じて, カン教授とは交流関係がある。

キム教授とカン教授らが提案してきた平生教育士制度の改善方案について, 今後具体的にどう法令改正へと繋がっていくのか見守っていきたい。

参 考 文 献

- 강대중 (2011). '평생교육사의 영역별 다양화 전략'에 대한 토론 제 11차 평생교육정책 포럼 자료집. 51-57 쪽. 국가평생교육진흥원.
- 日本語訳: 칸·데ジュン (2011) 「平生教育士の領域別多様化戦略に対する討論」(第11次平生教育政策フォーラム資料集. 51p-57p. 国家平生教育振興院)
- 강대중, 김한별, 김현수, 한승희, 현영섭 (2017). 평생교육사자격제도발전방안연구. 국가평생교육진흥원.
- 日本語訳: 칸·데ジュン, 김·한비올, 김·히ونس, 한·스니, 히ョン·얀소프 (2017) 『平生教育士資格制度發展方案研究』(国家平生教育振興院)
- 강희정. (2017). 「경기도 '평생학습마을' 69곳 올해 조성'. 국민일보. 2017년 4월 10일 기사.
<http://news.kmib.co.kf/article/view.asp?arcid=0923727528>
- 日本語訳: 칸·히치ョン. (2017) 「京畿道 '平生学習村' 69ヶ所今年造成」国民日報 2017年4月10日記事
- 고용노동부·한국산업인력공단·(사) 한국평생교육총연합회. (2016a).
2016 국가직무능력표준-평생교육운영, 평생교육프로그램기획·개발·평가.
- 日本語訳: 雇用労働部・韓国産業人材公団・(社)韓国平生教育総連合会 (2016a) 「2016 国家職能標準—平生教育運營, 平生教育プログラム企画・開發・評價」
- 고용노동부·한국산업인력공단·(사) 한국평생교육총연합회. (2016b).
2016 국가직무능력표준-평생교육운영, 평생교육프로그램운영·상담·교수.
- 日本語訳: 雇用労働部・韓国産業人材公団・(社)韓国平生教育総連合会 (2016b) 「2016 国家職能標準—平生教育運營, 平生教育プログラム運營·相談·教授」
- 교육부. (2015). <평생교육실습> 과목운영지침.
- 日本語訳: 教育部 (2015) <平生教育実習> 科目運營指針
- 교육부·국가평생교육진흥원. (2017). 2017 평생교육백서
- 日本語訳: 教育部・国家平生教育振興院 (2017) 『2017 平生教育白書』
- 교육부·한국교육개발원. (2014). 2014 평생교육통계 자료집.
- 日本語訳: 教育部・韓国教育開發院 (2014) 『2014 平生教育統計資料集』

국가평생교육진흥원. (2015). 평생교육사 양성 및 배치 현황 조사.

日本語訳: 国家平生教育振興院 (2015) 『平生教育士養成及び配置現況の調査』

국가평생교육진흥원. (2017). 〈2017 년 평생교육사 1 급승급과정 연수〉 강의 요청 안내.

日本語訳: 国家平生教育振興院 (2017) 〈2017 年平生教育士 1 級昇級課程研修〉講義要請案内

국가평생교육진흥원. (2017). 〈2017 년 평생교육사 1 급승급과정 연수〉 강의 요청 안내.

日本語訳: 国家平生教育振興院 (2018) 〈平生教育士現場実習機関情報提供〉サービス実施及び活用案内

변종임 · 이범수 · 채재은 · 김현수 · 박진영 (2015) 평생교육사 자격제도 개선방안 연구. 국가평생교육진흥원.

日本語訳: ピョン・ジョン임, 이・보ム스, 채・제운·김·현수·박·진영 (2015) 『平生教育士資格制度改善法案研究』国家平生教育振興院

서울시. (2016). 2016 년 동 자치회관 평생학습 코디네이터 배치 · 운영계획.

<https://opengov.seoul.go.kr/sanction/7294997>

日本語訳: ソウル市 (2016). 2016 年東自治会館平生学習コーディネート配置 · 運営計画

서울시. (2018). 2018 년 서울형 뉴딜일자리 평생학습 코디네이터 운영계획.

<https://opengov.seoul.go.kr/sanction/14524990>

日本語訳: ソウル市 (2018). 2018 年ソウル型ニューディール働き口平生学習コーディネート運営計画

유네스코 아시아태평양국제이해교육원. (2014). 글로벌시민교육: 21 세기 새로운 인재 기르기.

(주) 한림출판사. (UNESCO (2013). Global Citizenship Education Preparing learners for the challenges of the 21st century).

日本語訳: 유네스코아시아太平洋国際理解教育院 (2014) 『グローバル市民教育: 21 世紀の新たな人材を育てること』韓林出版社.

이보라. (2014). 시민교육이란 무엇인가 (2014. 01. 15.). 희망제작소. <http://www.makehope.org>

(2018 년 4 월 25 일 검색).

日本語訳: 이·보라 (2014) 『市民教育とは何か』2018.4.25 検索. 希望製作所

이해주 (2010) -시민교육의 의미와 방법, 시민교육현장지침서. 민주화운동기념사업회.

日本語訳: 이·헤주 (2010) 『市民教育の意味と方法』市民教育現場指針書. 民主化運動記念事業会

한국민주주의연구소 (2016). 시민사회의 시민교육 체계 구축 과정 연구-독일, 프랑스, 스웨덴, 미국, 영국을 중심으로. 민주화운동기념사업회.

日本語訳: 韓国デモクラシー研究所 (2016) 『市民社会の市民教育体系構築過程研究—ドイツ, フランス, スウェーデン, アメリカ, イギリスを中心に』民主化運動記念事業会

한국문화예술교육진흥원. (2019). 2 급 문화예술교육사 자격교부 현황.

日本語訳: 韓国文化芸術教育振興院 (2019). 『2 級文化芸術教育士資格交付現況』

国家文解教育センターホームページ www.le.or.kr

南揚州地域社会教育協議会 <http://kace.or.kr/2000557>

平生教育士資格管理ホームページ <https://lledu.nile.or.kr>

(社) 韓國大学平生教育院協議会ホームページ <https://www.kauceo.kr/home/kor>

(社) 韓國文解教育協會インターネットカフェ <http://cafe.daum.net/KoreaLiterac11/Re52/23>

(社) 韓國平生教育士協會ホームページ <http://www.kale.or.kr>

(社) 韓國單位銀行平生教育協議会ホームページ <http://www.each.kr>

